

## 令和5年度

### 第37回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和5年7月10日（月曜日） 16時00分 開会  
場所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定により届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（16名）

1 番 湯川 徳弘  
2 番 辻本 傑  
4 番 山本 茂樹  
5 番 藤田 城司  
6 番 古川 祐典  
7 番 土橋 ひさ  
8 番 谷河 績  
9 番 吉中 雅三  
10 番 中村 弘  
11 番 廣井 伸多  
13 番 曾根 光彦  
14 番 岩橋 章  
15 番 丸山 勝  
17 番 坂東 紀好  
18 番 吉川 松男  
19 番 岩橋 章博

欠席委員

3 番 笠野 喜久雄

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦  
課 長 前口 政明  
副 課 長 藤田 誠一  
班 長 中居 一樹  
事務主査 森元 美沙  
企画員 西森 和子  
事務主任 清瀧 篤樹

16時00分 開会

◆会長（谷河 績）

本日は議案の審議に先立ちまして、報告事項があります。

さる7月5日、和歌山城ホールで開催されました令和5年度自治功労章贈呈式において、当農業委員会委員であります、廣井委員様、湯川委員様が受章されております。

廣井委員様、湯川委員様、まことにおめでとうございます。

（拍手）

それでは、ただいまより、第37回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は在任委員17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る6月28日、土橋委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、笠野委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、藤田委員、古川委員に申し上げます。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が2件ありました。

対象農地の面積は、田のみで4,483平方メートルです。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、9ページの議

案第6号農用地利用集積計画No. 1、No. 2で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で11件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 1とNo. 2は交換移転になりま

す。No. 4は贈与になります。

No. 6とNo. 7は新規耕作です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね500メートル以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

農地に支柱を立て、営農をしながら上部空間に太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

なお3年間の一時転用で、本申請は平成30年11月15日付で許可があったものについて再設定を目的とするものです。

この案件は一般基準を満たしていると思われま

◆会長（谷河 績） 議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑） 参考までに教えてください。

営農型発電設備とは太陽光発電ですか。

◆藤田副課長 上は太陽光発電、下は水稻となっております。

◆1番(湯川 徳弘) これは70%とか  
ゆう基準はありますか。

◆藤田副課長 全体になっています。

◆会長(谷河 績) ほかにございませ  
んか、ないようでございますので、議案第4  
号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定に  
よる許可申請に対する意見について、提案  
いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共  
に配布していますので合わせてご覧くださ  
い。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地  
に近接する区域内でその規模がおおむね1  
0ヘクタール未満のため第2種農地に該当  
します。

申請人は・・・を営んでおり、申請地周辺  
で工場を所有し、経営しています。

現在、申請地西側を従業員や来客用駐車場  
として使用していますが、そこに関連施設  
を建設する予定であることから、駐車スペ  
ースが不足するため、当該申請地を露天駐  
車場へ転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむ  
ね500メートル以内に鉄道の駅があるた  
め第2種農地に該当します。

申請人は申請地近くで・・・を営む法人で、  
工事の増加に伴い、既存施設では手狭とな  
ってきたため、新たな資材置場と駐車場の  
確保のため転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地  
に近接する区域内でその規模がおおむね1  
0ヘクタール未満のため第2種農地に該当  
します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地西

側の土地を以前にも露天駐車場として転用  
しましたが、業務の拡張及び駐車場の集約  
のため、当該申請地を露天駐車場として転  
用申請するものです。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地  
に近接する区域内でその規模がおおむね1  
0ヘクタール未満のため第2種農地に該当  
します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地近  
くにある事業所までの通行や資材の置場に  
苦慮していたことから当該申請地を進入路  
の拡幅用地、資材置場及び露天駐車場とし  
て転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむ  
ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地  
の区域内にあるため第1種農地に該当しま  
すが、既存施設の拡張であるため不許可の  
例外に該当します。

申請人は・・・を経営する法人で、昨年にも  
申請地北側の土地を露天駐車場として転  
用しましたが、依然として外来者や送迎者  
用の駐車場スペースが不足している状態  
であることから当該申請地を露天駐車場へ  
転用申請するものです。

なお、令和5年6月13日付で農用地区域  
を除外しております。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地  
に近接する区域内でその規模がおおむね1  
0ヘクタール未満のため第2種農地に該当  
します。

申請地周辺は住宅が多く立ち並ぶ住宅地  
がありますが、駐車スペースを十分に確保  
できていない家庭も多数あることから、当  
該申請地を貸露天駐車場として転用申請  
するものです。

No. 7 申請地は、・・・に位置し、市街地

に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長と共に手狭になってきたため、実家及び耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅として転用申請するものです。

なお、使用貸借権設定です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。また、No. 1とNo. 3については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので土橋委員さん、報告願います。

◆7番（土橋 ひさ） 議案第5号農地法第5条の許可申請No. 1について説明します。

当申請について6月28日岩橋委員、事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者及び申請地は議案書のとおりです。転用目的は露店駐車場、転用実行者は・・・をしており令和元年から・・・に工場をかまえ、会社を運営しています。

お手元の写真で申請地の西側が従業員の駐車場、その西側が会社の工場となっております。

転用に至った理由ですが、元々・・・にあった工場を・・・に移す際、冷凍庫は・・・にあり・・・と・・・を往復している状態でした。

冷凍庫も老朽化し新たに購入するにあたって、効率も考え工場の隣にある従業員の駐

車場に移転したいと考えています。

そうした場合従業員の駐車場が無くなってしまい困っていたところ隣の地主さんより話をいただき今回の申請に至りました。

申請人の会社は・・・です。

農地も60アール所有しており麦を栽培してパンの製造にも取り組んでいます。

今後、近隣の休耕地を活用して野菜の栽培もしたいと考えておられます。

駐車場は表面は砕石仕上げとし、南側は道路、西側は自社の敷地に面しており、外周のコンクリート構造物より地盤を下げ土砂の流出入を防ぎます。

雨水は北と東側にU字溝を設置し、会所を経由して既存の農業排水路に放流します。

水路の泥上げ幅についてはコンクリート舗装をする予定です。

資金計画は自己資金で個人名義で購入した後、会社へ貸与します。

工事期間は許可日から6カ月を予定しています。

以上のことから特に問題はないものと思われま

すが、皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます  
No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章博委員さん、報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 議案第5号No. 3について報告します。

6月28日現地調査並びに事情聴取を土橋委員と事務局とで実施しました。

申請者は・・・に本社を置く・・・で・・・が出席されました。

申請者は主に・・・いるそうです。

今回の申請理由は・・・に対応すべく、効率化のため市内3か所に分散して借りている駐車場をすでに転用済みの駐車場へ集積したいが、収容しきれないため、東続きの本申請地が必要とのことでした。

申請地は・・・から出入りし、北側は水路を挟んで・・・に隣接し、東側半分まで住宅が迫り、南は水田とソーラー発電用地に隣接しており第2種農地に間違いはありません。

既存駐車場の北半分は既に擁壁設置済みで許可後は残りの擁壁をする予定との事です。隣接水田には特に影響がないと思われまます。転用の確実性は十分見込めると思います。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明と報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございますか。（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外、説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が7件ありました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No. 1からNo. 4については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 5からNo. 7については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田のみで19,276平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田のみで4,154平方メートルです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございますか。

◆1番（湯川 徳弘） 10ページについて教えてほしいのですが、解除条件とはどういうことになりますか。

◆西森企画員 一般法人が借りる利用権になりますので、荒らしたりすると解約になりますよという条件付きになります。

◆会長（谷河 績） ほかにございますか。

ないようございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和5年3月13日、・・・で（39件、95筆）を和田推進委員とともに、また、令和5年4月14日、・・・で（46件、112筆）を中島推進委員とともに、令和5年5月2日、・・・で（18件、43筆）を宮路推進委員とともに、現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書15件の提出がありました。

た。

面積は、田が11筆、6,870平方メートル、畑が39筆、10,111.61平方メートルです。

議案書番号1～15について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

ほかに何かございませんか。それでは、ないようでございますので、第37回総会を閉会いたします。

16時30分 閉会